

## 議案第82号

### 南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、別紙のとおり関係地方公共団体と協議の上、定めるものとする。

(別紙)

南十勝複合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に  
関する協議書

幕別町（旧忠類村地域）が、令和4年3月31日をもって、南十勝複合事務組合の  
共同処理する「ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」及  
び「小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務」から離脱することに伴  
う財産の取扱い及び経費の負担方法等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)  
第289条の規定により、別記のとおり定める。

令和 年 月 日

広尾郡広尾町西4条7丁目1番地

広尾町

広尾町長 村瀬 優

広尾郡大樹町東本通33番地

大樹町

大樹町長 酒森 正人

中川郡幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長 飯田 晴義

## 1 南十勝複合事務組合の財産について

幕別町は、「ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務」及び「小動物焼却処理施設の設置及び管理運営に関する事務」に係る南十勝複合事務組合の財産（次項を除く。）の権利を放棄する。

## 2 決算剰余金について

幕別町は、令和3年度の南十勝複合事務組合一般会計における埋立処理施設費及び焼却処理施設費に係る歳入歳出決算剰余金については、権利を放棄せず、同組合と協議の上確定し、翌年度中に清算する。

## 3 最終処分場の管理運営に要する経費の負担について

幕別町は、令和4年度から令和6年度までの各年度に限り、次のとおり最終処分場の管理運営に要する経費を負担する。

- (1) 負担する経費は、南十勝複合事務組合一般会計における埋立処理施設費に係る経費のうち汚水処理業務に関するものとし、経費の項目は、別表1のとおりとする。
- (2) 負担する額は、別表2のとおりとする。

## 4 施設の解体に要する事業費の負担について

幕別町は、次のとおりごみ処理施設・最終処分場及び小動物焼却処理施設の解体に要する事業費を負担する。ただし、令和4年度以降に新・改築した施設については、幕別町は負担しない。

- (1) 解体に要する事業費を負担する施設は、別表3のとおりとする。
- (2) 負担する額は、基準額に負担割合を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- (3) 基準額は、当該事業費に使用年数に応じて計算した補正係数を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- (4) 負担割合は、10%とする。

## 5 その他

この協議書に定めがない事項又は疑義が生じたときは、別途3町で協議して定

める。

別表 1

項目	細項目
需用費	薬品費
	燃料費のうち暖房費に関する経費
	光熱水費
役務費	浄化槽検査手数料
	浄化槽汚泥引拔手数料
委託料	埋立処理施設管理業務
	水質分析業務
	電気保安管理業務
	汚泥処分業務
	埋立処分場周辺地下水分析業務
	調整槽清掃業務
	浄化槽保守点検業務

別表 2

年度	負担する額
令和4年度	504,763円
令和5年度	499,149円
令和6年度	488,431円

備考

- 1 負担する額は、基準額に負担割合を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- 2 基準額は、別表1に掲げる細項目の平成28年度から令和2年度までの5年間の決算額の平均に補正係数を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。
- 3 補正係数は、令和3年度末時点で見込まれる、最終処分場の埋立ごみ総量に占める幕別町（旧忠類村地域）から排出された量の割合（以下「幕別町割合」という。）をもって、令和4年度から令和6年度までの各年度末時点で見込まれる幕別町割合を除して得た比率とする。
- 4 負担割合は、10%とする。

別表 3

(1) ごみ処理施設

施設名：南十勝環境衛生センター

所在地：広尾郡広尾町字紋別760番地の3

建物名	異動年月日・事由		構造	延べ床面積
倉庫	H 5. 9. 30	新築	木造	68.08㎡
建屋（事務室を除く）	H 5. 11. 30	新築	鉄骨造	2,362.50㎡
鉄類保管庫	H 5. 11. 30	新築	鉄骨造	76.96㎡
リサイクルセンター	H10. 7. 31	新築	鉄骨造	217.93㎡
ストックヤード	H13. 10. 20	新築	鉄骨造	336.00㎡
車庫	H10. 8. 20	新築	鉄骨造	30.80㎡
リサイクルセンター休憩室	H11. 4. 30	新築	木造	19.44㎡
リサイクルセンタートイレ	H11. 4. 30	新築	木造	2.16㎡
雑紙保管庫	H27. 12. 18	新築	鉄骨造	80.00㎡
合 計				3,193.87㎡

※各建物に係る付属設備及び機械機器類を含む。

(2) 最終処分場

施設名：南十勝廃棄物処理センター

所在地：広尾郡大樹町字萌和394番地の2

建物名	異動年月日・事由		構造	延べ床面積
建屋	S 61. 11. 30	新築	R C 造	179.00㎡

※各建物に係る付属設備及び機械機器類を含む。

(3) 小動物焼却処理施設

施設名：小動物焼却処理施設

所在地：広尾郡広尾町字紋別760番地の3

設備名	異動年月日・事由		規格・仕様
小動物焼却炉	H 5. 9. 20	設置	DAITO株式会社 BZ-1000